

旧				新			
日産カード会員規約				日産カード会員規約			
(支払区分)				(支払区分)			
第 30 条 会員はショッピングサービスの利用代金（現金価格）の支払区分について、カード利用の際に、1 回払い、2 回払い、3 回以上の分割払い（ボーナス併用分割払いを含み、以下「分割払い」という。）、ボーナス一括払い、リボルビング払い（以下、総称して「支払区分」という。）のいずれかを指定することができます。但し、加盟店及び商品又はサービスによっては、利用できない支払区分及び支払回数があります。なお、支払区分の指定がない場合は、1 回払いとします。				第 30 条 会員はショッピングサービスの利用代金（現金価格）の支払区分について、カード利用の際に、1 回払い、2 回払い、3 回以上の分割払い（ボーナス併用分割払いを含み、以下「分割払い」という。）、ボーナス一括払い、リボルビング払い（以下、総称して「支払区分」という。）のいずれかを指定することができます。但し、加盟店及び商品又はサービスによっては、利用できない支払区分及び支払回数があります。なお、支払区分の指定がない場合は、1 回払いとします。			
2. 海外でカードを利用した場合は、原則として 1 回払いとしますが、会員から当社に申出があり、かつ当社がこれを認めた場合には、会員はリボルビング払いによる支払を指定することができます。				2. 海外でカードを利用した場合は、原則として 1 回払いとしますが、会員から当社に申出があり、かつ当社がこれを認めた場合には、会員はリボルビング払いによる支払を指定することができます。			
3. 会員が 1 回払い、2 回払い、分割払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定した場合の支払回				3. 会員が 1 回払い、2 回払い、分割払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定した場合の支払回			
数、支払期間、分割払手数料の料率及び現金価格 100 円あたりの分割払手数料の額は、下表記載のとおりとします。なお、ボーナス併用分割払いを指定した場合の分割払手数料の料率は、購入時期により下表記載の料率と異なる場合があります。				数、支払期間、分割払手数料の料率及び現金価格 100 円あたりの分割払手数料の額は、下表記載のとおりとします。なお、ボーナス併用分割払いを指定した場合の分割払手数料の料率は、購入時期により下表記載の料率と異なる場合があります。			
①ハウスカードの場合				ハウスカード・ブランドカードの場合			
支払回数	支払期間 （ か月）	分割払手数料の料率 （実質年率：％）	現金価格 100 円あたりの 分割払手数料の額(円)	支払回数	支払期間 （ か月）	分割払手数料の料率 （実質年率：％）	現金価格 100 円あたり の分割払手数料の額(円)
1	1	—	0	1	1	—	0
2	2	—	0	2	2	—	0
3	3	16.50	2.76	3	3	18.00	3.01
5	5	16.50	4.16	5	5	18.00	4.54
6	6	16.50	4.86	6	6	18.00	5.31
10	10	16.50	7.71	10	10	18.00	8.43
12	12	16.50	9.16	12	12	18.00	10.01
15	15	16.50	11.35	15	15	18.00	12.41
18	18	16.50	13.56	18	18	18.00	14.85
20	20	16.50	15.06	20	20	18.00	16.49

24	24	16.50	18.08
ボーナス一括	—	—	0

②ブランドカードの場合

支払回数	支払期間 (か月)	分割払手数料の料率 (実質年率：%)	現金価格 100 円あたり の分割払手数料の額(円)
1	1	—	0
2	2	—	0
3	3	15.00	2.51
5	5	15.00	3.78
6	6	15.00	4.42
10	10	15.00	7.00
12	12	15.00	8.31
15	15	15.00	10.28
18	18	15.00	12.29
20	20	15.00	13.64
24	24	15.00	16.36
ボーナス一括	—	—	0

4. 会員が2回払い又は分割払いを指定した場合の月々の分割支払金（以下「分割支払金」という。）は、現金価格に分割払手数料を加算した金額（以下「支払総額」という。）を支払回数で除した金額とし、支払総額の具体的算定例は次のとおりとします。なお、分割支払金の単位は1円とし、端数が生じた場合は初回に算入します。

（支払総額の具体的算定例）

現金価格 10 万円、10 回払いの場合（ブランドカード利用）

- 分割払手数料 100,000 円×（7.00 円／100 円）=7,000 円
- 支払総額 100,000 円+7,000 円=107,000 円
- 月々の分割支払金 107,010 円÷10 回=10,700 円

24	24	18.00	19.81
ボーナス一括	—	—	0

4. 会員が2回払い又は分割払いを指定した場合の月々の分割支払金（以下「分割支払金」という。）は、現金価格に分割払手数料を加算した金額（以下「支払総額」という。）を支払回数で除した金額とし、支払総額の具体的算定例は次のとおりとします。なお、分割支払金の単位は1円とし、端数が生じた場合は初回に算入します。

（支払総額の具体的算定例）

現金価格 10 万円、10 回払い場合

- 分割払手数料 100,000 円×（8.43 円／100 円）=8,430 円
- 支払総額 100,000 円+8,430 円=108,430 円
- 月々の分割支払金 108,430 円÷10 回=10,843 円

5. 会員がボーナス併用分割払いを指定した場合、本人会員は、ボーナス加算月（夏8月、冬1月とする。）に、現金価格の50%をボーナス併用回数で除した額（但し、1,000円未満の端数は切捨てる。）を毎月の分割支払金に加算して支払うものとします。なお、分割支払金の単位は円とし、端数が生じた場合は初回に算入します。また、利用日、支払回数によっては、ボーナス併用分割払いの取扱いができない場合があります。

（支払総額の具体的算定例）

現金価格 15 万円、10 回払い、ボーナス月 2 回の場合（ブランドカード利用）

- 分割払手数料 150,000 円×（7.00 円／100 円）＝10,500 円
- 支払総額 150,000 円＋10,500 円＝160,500 円
- ボーナス加算額 150,000×50%÷2＝37,000 円（1,000 円未満切捨て）
- 月々の分割支払金 （160,500 円－37,000×2）÷10 回＝8,650 円
- ボーナス月の分割支払金 8,650＋37,000＝45,650 円

6. ボーナスイ括払いの支払月は、夏8月、冬1月とします。なお、ボーナスイ括払いの取扱期間は、当社所定の期間とします。

7. 会員がリボルビング払いを指定した場合の毎月の支払額及び手数料等は次のとおりとします。

- ① 毎月の支払額（以下「弁済金」という。）は、支払元金に当社所定の包括信用購入あっせんの手数料（本項において、以下「手数料」という。）を加算した金額とします
- ② 支払元金は、リボルビング払いに係る現金価格の残高（以下「リボ利用残高」という。）に

充当される金額のことをいい、会員が後記支払コースによりあらかじめ選択し当社が認めた金額とします

- ③ カード会員契約の申込み時に選択することができる支払コースは定額コースに限るものとし、定額コースの支払指定金額の変更及び残高スライドコースの利用は、カード会員契約成立後、本人会員からの申出があり、当社が承認した場合に限り行うことができるものとします

- ④ 手数料率（実質年率）は、ハウスカードは 16.50%、ブランドカードは 15.00%とし、手数料の計算等については、次のとおりとします

イ. 毎月 11 日から翌月 10 日までの日々のリボ利用残高に手数料率を乗じ年 365 日（閏年は年 366 日とする。）で日割計算した金額を 1 ヶ月分の手数料とし、当該手数料の支払期日は、翌々月の約定支払日とします

ロ. 利用日から起算して最初に到来する締切日（締切日にカード利用がなされたときは当該締切日とする。）までの期間は、手数料計算の対象外とします

- ⑤ 弁済金の額の具体的算定例は、次のとおりとします

5. 会員がボーナス併用分割払いを指定した場合、本人会員は、ボーナス加算月（夏8月、冬1月とする。）に、現金価格の50%をボーナス併用回数で除した額（但し、1,000円未満の端数は切捨てる。）を毎月の分割支払金に加算して支払うものとします。なお、分割支払金の単位は円とし、端数が生じた場合は初回に算入します。また、利用日、支払回数によっては、ボーナス併用分割払いの取扱いができない場合があります。

（支払総額の具体的算定例）

現金価格 15 万円、10 回払い、ボーナス月 2 回の場合

- 分割払手数料 150,000 円×（8.43 円／100 円）＝12,645 円
- 支払総額 150,000 円＋12,645 円＝162,645 円
- ボーナス加算額 150,000×50%÷2＝37,000 円（1,000 円未満切捨て）
- 月々の分割支払金 （162,645 円－37,000 円×2）÷10 回＝8,864 円
- ボーナス月の分割支払金 8,864 円＋37,000 円＝45,864 円

6. ボーナスイ括払いの支払月は、夏8月、冬1月とします。なお、ボーナスイ括払いの取扱期間は、当社所定の期間とします。

7. 会員がリボルビング払いを指定した場合の毎月の支払額及び手数料等は次のとおりとします。

- ① 毎月の支払額（以下「弁済金」という。）は、支払元金に当社所定の包括信用購入あっせんの手数料（本項において、以下「手数料」という。）を加算した金額とします
- ② 支払元金は、リボルビング払いに係る現金価格の残高（以下「リボ利用残高」という。）に

充当される金額のことをいい、会員が後記支払コースによりあらかじめ選択し当社が認めた金額とします

- ③ カード会員契約の申込み時に選択することができる支払コースは定額コースに限るものとし、定額コースの支払指定金額の変更及び残高スライドコースの利用は、カード会員契約成立後、本人会員からの申出があり、当社が承認した場合に限り行うことができるものとします

- ④ 手数料率（実質年率）は、ハウスカード・ブランドカード共に 18.00%とし、手数料の計算等については、次のとおりとします

イ. 毎月 11 日から翌月 10 日までの日々のリボ利用残高に手数料率を乗じ年 365 日（閏年は年 366 日とする。）で日割計算した金額を 1 ヶ月分の手数料とし、当該手数料の支払期日は、翌々月の約定支払日とします

ロ. 利用日から起算して最初に到来する締切日（締切日にカード利用がなされたときは当該締切日とする。）までの期間は、手数料計算の対象外とします

- ⑤ 弁済金の額の具体的算定例は、次のとおりとします

（弁済金の額の具体的算定例）

(弁済金の額の具体的算定例) 現金価格 10 万円、利用日 5 月 1 日、支払コースは定額コース 10,000 円の場合 (ブランドカード利用) ●6 月 5 日に支払う弁済金 支払元金 10,000 円 (選択いただいた支払コースによります) 手数料 なし (後払いのため) 弁済金 10,000 円 ●7 月 5 日に支払う弁済金 支払元金 10,000 円 (ご選択いただいた支払コースによります) 手数料 (5 月 11 日～6 月 5 日分) 100,000 円×15.00%×26 日÷365 日=1,068 円 手数料 (6 月 6 日～6 月 10 日分) 90 ,000 円×15.00%×5 日÷365 日=184 円 弁済金 10,000 円+1,068 円+184 円=11,252 円 ⑥ 本人会員は、当社が承認した場合は、毎月の支払元金の変更、翌月支払元金の増額支払ができるものとします	現金価格 10 万円、利用日 5 月 1 日、支払コースは定額コース 10,000 円の場合 ●6 月 5 日に支払う弁済金 支払元金 10,000 円 (選択いただいた支払コースによります) 手数料 なし (後払いのため) 弁済金 10,000 円 ●7 月 5 日に支払う弁済金 支払元金 10,000 円 (ご選択いただいた支払コースによります) 手数料 (5 月 11 日～6 月 5 日分) 100,000 円×18.00%×26 日÷365 日=1,282 円 手数料 (6 月 6 日～6 月 10 日分) 90 ,000 円×18.00%×5 日÷365 日=221 円 弁済金 10,000 円+1,282 円+221 円=11,503 円 ⑥ 本人会員は、当社が承認した場合は、毎月の支払元金の変更、翌月支払元金の増額支払ができるものとします
--	--

日産カード (従業員用ゴールド) Visa 特約	日産カード (従業員用ゴールド) Visa 特約
--------------------------	--------------------------

(分割払手数料等)				(分割払手数料等)			
第 4 条 会員規約の定めにかかわらず、会員がショッピングサービスを受ける際に 1 回払い、2 回払い、分割払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定した場合の支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は下表記載のとおりとします。但し、ボーナス併用分割払いの実質年率は、購入時期により下表記載の実質年率と異なる場合があります。				第 4 条 会員規約の定めにかかわらず、会員がショッピングサービスを受ける際に 1 回払い、2 回払い、分割払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定した場合の支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は下表記載のとおりとします。但し、ボーナス併用分割払いの実質年率は、購入時期により下表記載の実質年率と異なる場合があります。			
支払回数	支払期間 (か月)	分割払手数料の料率 (実質年率：%)	現金価格 100 円あたりの分割払手数料の額 (円)	支払回数	支払期間 (か月)	分割払手数料の料率 (実質年率：%)	現金価格 100 円あたりの分割払手数料の額(円)
1	1	—	0	1	1	—	0
2	2	—	0	2	2	—	0
3	3	9.00	1.50	3	3	12.00	2.00
5	5	9.00	2.26	5	5	12.00	3.01
6	6	9.00	2.64	6	6	12.00	3.52
10	10	9.00	4.17	10	10	12.00	5.58
12	12	9.00	4.94	12	12	12.00	6.61

15	15	9.00	6.10
18	18	9.00	7.27
20	20	9.00	8.06
24	24	9.00	9.64
ボーナス一括	—	—	0

2. 会員規約の定めにかかわらず、会員がショッピングサービスを利用するときにリボルビング払いを指定した場合の包括信用購入あっせんの手数料率（実質年率）は 9.00% とします。（本特約の変更）

15	15	12.00	8.18
18	18	12.00	9.76
20	20	12.00	10.83
24	24	12.00	12.97
ボーナス一括	—	—	0

1. 会員規約の定めにかかわらず、会員がショッピングサービスを利用するときにリボルビング払いを指定した場合の包括信用購入あっせんの手数料率（実質年率）は 12.00% とします。